

# ここがポイント！ 2024年の年末調整！

資料作成：鈴木涼介税理士事務所 税理士 鈴木 涼介

## 目次

■ 1. はじめに.....	1
■ 2. 今年の年末調整の改正点.....	1
(1) 定額減税（年調減税事務）.....	1
(2) 住宅ローン控除における年末残高証明書の添付不要...	5
(3) 保険料控除申告書に記載すべき続柄記載の改正.....	5
(4) 簡易な扶養控除等申告書の創設.....	5

# ここがポイント！

## 2024年の年末調整！

### ■ 1. はじめに

令和6年分年末調整作業が始まります。今年は、年末調整作業の中に定額減税に関する事務が含まれることから、注意すべき事項が多くあります。そこで本稿では、今年の年末調整のポイントを解説していきます。

### ■ 2. 今年の年末調整の改正点

#### (1) 定額減税（年調減税事務）

定額減税制度は、納税者並びに同一生計配偶者及び扶養親族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円が減税されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える者には定額減税の適用はありません。年末調整においては、所得税の定額減税に関する事務（以下「年調減税事務」といいます。）を行うことから、所得税（1人につき3万円）部分の説明を以下に示していきます。

##### ① 源泉徴収・年末調整事務に関する定額減税

所得税の定額減税は、毎月の給与や賞与に係る源泉徴収税額から減税額を控除する「月次減税事務」と年末調整で減税額を控除する「年調減税事務」とがあります。

月次減税事務の控除対象者は、原則として、以下の全ての要件を満たす者（基準日在職者）となります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 令和6年6月1日現在、給与支払者のもとで勤務していること。</li><li>② 同日現在、その給与支払者に扶養控除等申告書を提出していること（源泉徴収税額表の甲欄適用者）。</li><li>③ 居住者であること。</li></ul> |
|--|

令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える見込みである従業員等でも、上記の要件を満たす場合には月次減税事務が行われます。

これに対して、年調減税事務は、原則として、令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している者が対象となります。そして、月次減税事務と大きく異なるのが、合計所得金額が1,805万円を超える従業員等は年調減税事務の控除対象者には含まれな

いという点です。

このように、月次減税事務と年調減税事務とは、対象者等を切り離して、それぞれ事務を行うこととなります。

## ② 年調減税事務の控除対象者

年調減税事務の控除対象者は以下のとおりです。

控除対象	<p>令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している者（下の欄に掲げる者を除きます。）は対象となります。年の中途で年末調整の対象となる次のような者も、これに該当します。</p> <p>（1）令和6年6月1日以後、年の中途で退職した人のうち、次の者</p> <p>① 死亡により退職した者</p> <p>② 著しい心身の障害のため退職した者で、その退職時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれるもの</p> <p>③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した者</p> <p>（2）令和6年6月1日以後、年の中途で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった者</p>
控除対象外	<p>（1）年末調整の対象とならない者</p> <p>令和6年分の年末調整時に給与の支払者のもとに勤務する者であっても、次に掲げる者については、対象外となります。</p> <p>① 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える者</p> <p>② 令和6年分の給与に係る源泉所得税について、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定による徴収猶予や還付を受けた者</p> <p>③ 令和6年分の年末調整時にその給与の支払者に扶養控除等申告書を提出していない者（乙欄、丙欄適用者）</p> <p>（2）令和6年5月31日以前において、年の中途で年末調整の対象となる者</p> <p>（3）合計所得金額が1,805万円を超える者</p>

## ③ 同一生計配偶者等の確認と年調減税額の計算

年調減税額の計算は、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認してから求めます。

### （ア）同一生計配偶者の有無

年末調整の際に、「同一生計配偶者」として年調減税額の計算に含めることができる配偶者は、以下のいずれかに該当するものです（居住者に限ります）。

- ① 「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者
- ② 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された同一生計配偶者

配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は、年調減税額に含めることはで

きません。また、令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える従業員等の同一生計配偶者は、控除対象配偶者に該当せず「配偶者控除等申告書」に記載することはできないことから、「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載することになります。

同一生計配偶者については、「扶養控除等申告書」又は月次減税事務における「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合でも、年末調整で上記①又は②の書類を提出しないと、年調減税額の控除は受けられません。

#### (イ) 扶養親族の確認

年末調整の際に、「扶養親族」として年調減税額の計算に含めることができる扶養親族は、以下のいずれかに該当するものです（居住者に限りません）。

- ① 「扶養控除等申告書」に記載された控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族
- ② 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された扶養親族

扶養親族については、月次減税事務における「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出した場合でも、「扶養控除等申告書」に記載していない扶養親族については、上記②の書類を提出しないと、年調減税額の控除は受けられません。

#### (ウ) 年調減税額の計算

上記（ア）及び（イ）で確認した人数に基づいて、「本人30,000円」と「同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円」との合計額を求めます。

$$\text{年調減税額} = (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) \times 30,000 \text{円}$$

#### ④ 年調減税額の控除

年調減税額の控除は、いわゆる住宅ローン控除後の所得税額（年調所得税額）から、その控除後の所得税額を限度に行います。また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算し、給与及び賞与から徴収した源泉徴収税額との差額を精算していきます。

- ① 毎年の年末調整と変わらず、給与所得の算出、所得控除額等の控除、住宅ローン控除を行い、年調所得税額を算出します。
- ② ①の年調所得税額から年調減税額を控除します。その際、年調所得税額よりも年調減税額が大きい場合は、年調所得税額を限度に控除します（控除しきれなかった金額を「控除外額」といいます。）。
- ③ ②の年調減税額控除後の年調所得税額に102.1%を乗じて、年調年税額を算出します。
- ④ ③の年調年税額から、毎月の給与や賞与に係る源泉徴収税額を控除し、税額の精算（差引超過額又は不足額の算定）を行います。

なお、年末調整計算は、国税庁が作成している「給与所得に対する源泉徴

収簿」右側の「年末調整」欄で行うことが多いですが、令和6年分の同欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していません。このため、国税庁では、以下の書式等を公表しています。

- ① 令和6年分年末調整計算表  
この計算表は、国税庁ホームページに掲載されています。
- ② 年末調整計算シート（令和6年用）  
この計算シート（Excel）は、国税庁ホームページに掲載されています。  
この計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。

なお、上記のほか、「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、年調減税額の控除を正しく行った上で、年調年税額を算出しても構いません。

#### ⑤ 源泉徴収票の記載

給与所得の源泉徴収票には、その「（摘要）」欄に、以下の事項を記載します。

① 実際に控除した年調減税額	「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」
② 控除しきれなかった金額	「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）
③ 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）を含めた場合	「非控除対象配偶者減税有」

非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「（摘要）」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

なお、「（摘要）」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意する必要があります。

また、年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その者に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「（摘要）」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。この場合、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除

した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載することになります。

## (2) 住宅ローン控除における年末残高証明書の添付不要

給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとする者は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書を「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」へ添付することが不要とされました（この改正は、令和6年1月1日以後に提出する給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書について適用されます。）。

住宅ローン控除は、その適用を受ける初年度は確定申告を行う必要がありますが、翌年（2年目）以降は年末調整で適用を受けることができます。住宅ローン控除の適用2年目以降は、金融機関が税務署に対して年末残高の情報等を記載した調書を提出し、税務署はそれを基に年末残高の情報等を記載した住宅ローン控除証明書を納税者（従業員等）に交付しますが、従業員等は、住宅ローン税額控除申告書を作成し、税務署から交付を受けた住宅ローン控除証明書とともに、勤務先に提出します。このような書類の流れになっているため、金融機関から年末残高証明書は交付されず、勤務先にも提出する必要はないということになります。

## (3) 保険料控除申告書に記載すべき続柄記載の改正

令和6年10月1日以後に提出する「保険料控除申告書」について、以下の「申告者との続柄」の記載を要しないこととされました。

所得控除	記載不要
社会保険料	社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
新生命保険料、旧生命保険料	保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
介護保険料	保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄
新個人年金保険料、旧個人年金保険料	年金の受取人の申告者との続柄
地震保険料控除	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の申告者との続柄

## (4) 簡易な扶養控除等申告書の創設

扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書について、以下の「申告書に記載すべき事項」がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました（令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する上記申告書について適用されます。）。

扶養控除等申告書	① 給与等の支払者の氏名又は名称
----------	------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 所得者が特別障害者、その他の障害者、勤労学生に該当する場合にはその旨及びその該当する事実、寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</li> <li>③ 同一生計配偶者又は扶養親族のうち同居特別障害者、その他の特別障害者、特別障害者以外の障害者がある場合には、その同一生計配偶者又は扶養親族に関する事項</li> <li>④ 源泉控除対象配偶者に関する事項</li> <li>⑤ 控除対象扶養親族に関する事項</li> <li>⑥ 2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名</li> <li>⑦ 上記③の同居特別障害者、その他の特別障害者、特別障害者以外の障害者、④の源泉控除対象配偶者（上記⑥の場合に該当するときは、上記⑥の源泉控除対象配偶者に限ります。）が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実</li> <li>⑧ その他の事項</li> </ul>
<p>従たる給与についての扶養控除等申告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 従たる給与等の支払者の氏名又は名称</li> <li>② 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に関する事項</li> <li>③ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、その従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名</li> <li>④ 上記③の源泉控除対象配偶者が非居住者である親族である場合にはその旨、上記③の控除対象扶養親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実</li> <li>⑤ その他の事項</li> </ul>

簡易な扶養控除等申告書は、その提出期限（毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日）の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。

通常、前年に提出を受けた扶養控除等申告書の記載内容から異動がないかは、この保存している扶養控除等申告書により確認することになるため、連年、簡易な扶養控除等申告書の提出を受けたような場合には、最後に提出を受けた簡易な扶養控除等申告書以外の扶養控除等申告書の内容が把握できるようにしておく必要があります。

**【著者プロフィール】** 鈴木 涼介（すずき りょうすけ）

鈴木涼介税理士事務所

元個人情報保護委員会事務局 上席政策調査員

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授

東京税理士会調査研究部委員

日本税務会計学会訴訟部門委員

日本税法学会会員

平成 18 年 税理士登録

平成 22 年 日税研究賞受賞（日本税理士会連合会、公益財団法人日本税務研究センター共催）

平成 26 年 鈴木涼介税理士事務所開設

同年 3 月に特定個人情報保護委員会（現 個人情報保護委員会）事務局上席政策調査員に任用され、平成 29 年 3 月に任期満了により退任